

(写)

石労発 0829 第 1 号
令和 5 年 8 月 29 日

石川地方最低賃金審議会
会長 高見 俊也 殿

石川労働局長
長嶋 政弘

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、石川県労働組合総連合から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。